

# 南陽市の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（案）【概要版】

## 基本方針の変遷

### ➤ これまでの基本方針

○「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」に基づき、国・県が定める基本方針に即し、「南陽市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」を平成23年10月に策定した。

### ➤ 基本方針変更の背景

○令和3年6月、脱炭素社会の実現にむけた機運の高まりや、建築基準の合理化等により木材利用の可能性が拡大していることを背景に、法律が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正（同年10月施行）。法律の目的に「脱炭素社会の実現」が追加されたほか、対象が公共建築物等から一般建築物に拡大。

○法律の改正に伴い、国・県が基本方針を変更したことを受け、市基本方針について変更を行うもの。

### ➤ 基本方針の変更点

○方針の名称を「南陽市の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に変更。

○木材利用促進の意義に「脱炭素社会の実現」「SDGs（持続可能な開発目標）」を追加。

○公共建築物以外の建築物全体における木材利用拡大に向けた施策に関する項目を追加。

○市が整備する公共建築物における木造化の目標を「低層※の公共建築物について原則全て木造化」から「全ての公共建築物について原則木造化」に変更。

※主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物（高さ 13m以下、軒高 9m以下で、延べ面積 3,000m<sup>2</sup>以下）

## 基本方針の概要（下線：変更箇所）

### 1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

#### （1）木材の利用の促進の意義

・木材の利用を促進することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化や雇用の創出に寄与。

・木材は「カーボンニュートラル」の特性を有し、「脱炭素社会の実現」やSDGs（持続可能な開発目標）に向けても貢献。

#### （2）各主体の取組

・市は、木材利用に関する方針を策定するとともに、県と連携して地域産材の利用に取り組みやすい体制の整備に努める。

・林業従事者、木材製造業者その他関係者は、地域材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努める。

### 2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

#### （1）建築物木材利用促進協定制度の活用

法改正により新たに創設された「建築物木材利用促進協定」制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等への周知に努める。

#### 【協定制度の概要】

○建築主となる事業者等は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結することができる制度

国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材利用を促進し、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指すもの。

#### （2）公共建築物等における木材利用の促進

建築資材はもとより、備品や工業資材、エネルギー源としても、木材利用を促進する。

### 3 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

#### （1）木造化

技術やコスト面で困難なもの及び機能等の観点から木造化になじまないものを除き、原則として木造化を図る。

#### （2）内装等の木質化

高層・低層に関わらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進する。

### 4 地域材の適切な供給の確保に関する基本的な事項

木材が安定的に供給されるよう、地域材の供給に携わる者が連携し、林内路網の整備・施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進等により、安定供給体制の整備に取り組む。

### 5 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する必要な事項

公共建築物を企画・立案する段階から木造化及び木質化を図るための具体的な計画について、十分検討を行い、公共建築物への木材利用を推進する。



シェルターなんようホール



赤湯温泉 湯こっと